

発議第7号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、を別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

平成29年5月9日

提出者 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 行政調査特別委員会
2. 設置の根拠 委員会条例第5条
3. 委員の定数 議員全員
4. 経 費 予算の範囲内とする。
5. 調査の期間 調査終了まで
6. そ の 他 調査日程、調査地、調査事例等の詳細については特別委員会で決定する。

議 員 派 遣 の 件

平成29年5月9日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 市町村議会議員研修

- (1) 目 的 議員の能力向上・議会の活性化
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市（全国市町村国際文化研修所）
- (3) 期 日 平成29年5月24日～25日（2日間）
- (4) 派遣議員 久代 安敏 議員、近藤 仁志 議員

2. 平成29年度町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 議会の活性化
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期 間 平成29年5月31日～6月1日（2日間）
- (4) 派遣議員 村上正広議長、福田稔副議長

委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

平成29年5月9日

日南町議会議長

村 上 正 広

記

委 員 会	事 件	期 限
議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行に関する事項	次期定例会が招集されるまでの間
行政調査特別委員会	行政調査に関する事項	〃